

証券コード 3661

2023年6月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社エムアップホールディングス
代表取締役 美藤 宏一郎

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://m-upholdings.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株主総会招集ご通知等」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3661/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エムアップホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3661」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載して書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取り止めとさせていただきます。
--

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2023年6月28日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、行動制限の緩和により人流の回復と経済社会活動の正常化が進む中で、個人消費を中心に緩やかながらも持ち直しへ向かっております。

しかしながら、長期化するウクライナ情勢や急激な為替相場の変動、原材料価格の高騰に伴う物価高など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域であるインターネット関連市場は、第5世代移動通信システムの商用化が進み、高速で信頼性の高い接続サービスが普及する中で、今後の新たな市場やビジネスの創生とさらなる市場拡大への期待が高まっております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動変容により、インターネットの利用頻度や時間は顕著に高まっております。また、社会のデジタル化やエンタテインメントの分野をはじめとした各種サービスのデジタルシフトも急速に進んでおります。

こうしたテクノロジーの進化や新たなビジネス、サービスの創出は加速しており、事業環境は目まぐるしく変化しております。

音楽やアーティスト関連の市場では、新型コロナウイルス感染症の影響とそれに伴う各種制限からの回復の兆しが見られております。

2022年の音楽ソフト（オーディオレコード及び音楽ビデオ合計）の生産金額は2,023億円（前期比4.5%増）となりました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。加えて、ストリーミングサービスの利用の増加に牽引され音楽配信も引き続き好調であり、堅調な音楽需要に支えられ市場は拡大しております。

ライブ、コンサート市場は、2022年上半期（1月から6月）の公演回数が14,283回（前期比49.3%増）、動員数は2,025万人（前期比184.3%増）と、収容人数制限が緩和されたことで大規模会場の公演が本格的に再開され、回復のペースが加速してきております（出所：一般社団法人コンサー

トプロモーターズ協会)。足下の状況としては、十分に感染症対策を講じた上で、引き続き安心・安全な公演開催に向けた取り組みが推し進められており、より一層の回復が期待されております。

音楽市場の中でも特にライブ、コンサートを筆頭とした従来からのエンタテインメントのフォーマットにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響がより大きく見られました。その一方で、有料のライブ配信やサブスクリプション型のストリーミングが普及、拡大し、デジタルシフトが急速に進むなど事業環境は変化しており、それらを的確に捉え、競争力を維持、向上させていくことがより重要となってきております。

このような外部環境の中、当社グループでは、アーティストを中心としたエンタテインメント全般を事業領域とし、ファンクラブサイトを事業の軸に据えファンという強固な事業基盤を構築し、電子チケットやeコマース、キャラクター、音楽などの多岐にわたるデジタルコンテンツの配信など複合的な事業展開をしてまいりました。

加えて、エンタテインメントのデジタル化、DX化など事業環境の変化に対応すべく、NFTなど今後の成長分野での新規サービスの提供などを行うことで、ファンエンゲージメントの強化とそれによる収益の拡大を推進するとともに、子会社等を通じた他社との事業提携、並びに新たな事業領域の開拓にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は15,936百万円(前期比17.4%増)、営業利益は2,074百万円(前期比23.5%増)、経常利益は2,068百万円(前期比20.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,093百万円(前期比12.0%増)となりました。

期 別 部門別		第17期 (2021年3月期)		第18期 (2022年3月期)		第19期 (2023年3月期)	
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
コンテンツ 事業	コンテンツ	9,843	79.9	10,395	76.6	11,974	75.1
	E C	1,026	8.3	999	7.4	1,368	8.6
小 計		10,870	88.2	11,394	83.9	13,343	83.7
電子チケット事業		1,369	11.1	2,110	15.5	2,566	16.1
そ の 他		85	0.7	69	0.5	26	0.2
合 計		12,325	100.0	13,574	100.0	15,936	100.0

セグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

1) コンテンツ事業

① コンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等

ファンクラブ・ファンサイト事業等では、主にスマートフォン向けにファンクラブサイト運営や各種デジタルコンテンツ配信、動画サービス、アプリの提供などを行っております。

当連結会計年度におきましては、新規アーティストの獲得や会員向けのチケット先行受付などにより、ファンクラブ/ファンサイトの会員数はライブ、コンサートの回復と歩調を合わせ堅調に増加いたしました。

また、コロナ禍をきっかけとしたアーティストとファンの関わりの変化をはじめ、エンタテインメントのDX化を見据えた新たな価値の創出やファンエンゲージメントの強化によるアーティスト活動の支援を実現するため、ファン活動の発着点となるサービスも充実させてまいりました。

ファンクラブのプラットフォーム「Fanpla Kit」、オンラインサロン「Fanpla Rooms」では利用アーティスト、有料会員を拡大させてまいりました。アーティストとファンを繋ぐNFTマーケットプレイス「Fanpla Owner」では、取り扱い商品を拡充し、利用の促進に努めてまいりました。加えて、日本市場で活躍するKPOPアーティストのファンビジネスを活性化することを目的とし、ファンプラットフォーム事業を展開する韓国企業との間で業務資本提携を締結いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等の売上高は11,974百万円(前期比15.2%増)となりました。

②コンテンツ事業に係るEC事業

EC事業につきましては、主に当社グループの運営するファンクラブサイト等を通じて、アーティストグッズとCD、DVD及びブルーレイといった音楽映像商品の販売を行っております。

当連結会計年度においては、引き続きアーティストグッズ販売のECへのデジタルシフトが進む中で、事業基盤を拡大させるべく、再開が進むライブやコンサートと歩調を合わせ商品の取扱高を増加させてまいりました。加えて、ファンクラブ向けのオンラインくじ「Fanpla Chance」やオンラインフォトサービスなど、新たなサービスの利用拡大にも取り組んでまいりました。

また、ウィズコロナの新たなコンサートグッズの販売方法として、コンサート会場での電子決済や事前販売・会場受取サービスの需要の高まりも見られました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業に係るEC事業の売上高は1,368百万円(前期比36.9%増)となりました。

以上より、当連結会計年度におけるコンテンツ事業全体の売上高は13,343百万円(前期比17.1%増)、セグメント利益は2,113百万円(前期比10.6%増)となりました。

2) 電子チケット事業

電子チケット事業には、電子チケット及びチケットトレード、並びにそれらに付随する各種サービスからの収益により構成されております。音楽のライブはもちろんのこと、プロ野球やフィギュアスケートといったスポーツ、遊園地などのレジャー施設まで幅広く電子チケットサービスを提供しております。

当連結会計年度におきましては、有観客でのライブ、イベントが増加していく中で、電子チケットの強みを活かしマーケットシェアを拡大させ、電子チケット取扱枚数、トレード成立枚数ともに前年より大きく増加、過去最高の取り扱い枚数となりました。また、大手プレイガイドのチケット流通、発券プラットフォームとのシステム連携も開始するとともに、トレード機能の追加、改善によりサービスの利便性を向上させてまいりました。加えて、プロ野球球団の公式チケット二次流通に当社サービスが採用されるなど、スポーツ領域でのチケット取り扱い拡大に向けた取り組みを進めてまいりました。

アーティストのサイン入りのグッズなどの商品を提供するオンラインくじ「くじプラ」など、ライブ/チケットと連動する施策やサービスについても引き続き販売が堅調に推移しており、チケット1枚あたりの顧客単価の上昇に繋げてまいりました。

電子チケット周辺領域のサービスといたしましては、プロ野球等のカードコレクションアプリにおいて、新たにバレーボール及び女子バスケットボールでのサービスを開始し、サービス領域を拡大させてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における電子チケット事業の売上高は2,566百万円(前期比21.6%増)、セグメント利益は572百万円(前期比90.2%増)となりました。

3) その他事業

その他事業には、上記3つのセグメントに属さない連結子会社の収益等が計上されており、主にキャラクターグッズやアパレル、出版、プロダクション業務などが含まれております。

当連結会計年度におきましても、将来の収益獲得に向けた事業育成を行い、売上高は26百万円(前期比61.5%減)、セグメント損失は35百万円(前期は0.9百万円の損失)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は641百万円で、その主なものはソフトウェアの取得135百万円、営業権500百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社VRMODEが第三者割当増資により103百万円を新たに調達いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年3月期)	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	11,061	12,325	13,574	15,936
経 常 利 益(百万円)	924	1,168	1,717	2,068
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	470	633	976	1,093
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	12.94	17.39	27.02	30.25
総 資 産(百万円)	10,660	11,761	14,185	16,442
純 資 産(百万円)	4,808	4,454	5,396	6,657
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	131.88	117.79	141.01	170.49

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年3月期)	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	-	-	-	153
営 業 収 益(百万円)	3,455	1,447	1,670	879
売上高及び営業 収 益 合 計(百万円)	3,455	1,447	1,670	1,033
経 常 利 益(百万円)	1,148	694	1,206	290
当 期 純 利 益(百万円)	662	672	1,193	271
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	18.21	18.48	33.03	7.50
総 資 産(百万円)	5,898	6,710	7,380	8,816
純 資 産(百万円)	4,677	4,534	5,558	5,677
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	128.29	125.37	153.76	157.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
 3. 2022年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社Fanplus	10百万円	100.0%	スマートフォン・携帯向けアーティストファンサイトの企画・開発・運営、ファンクラブの企画・運営
株式会社Tixplus	114百万円	54.6%	電子チケット及びチケットトレード事業及びその付随サービス

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社Fanplus	東京都渋谷区渋谷	2,540百万円	8,816百万円

(4) 対処すべき課題

我が国の経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、先行きの不透明さが増しております。このような経営環境のもと、当社グループの継続的かつ安定的な成長とそれに伴う収益基盤の拡大のためには、変化に富むユーザーの嗜好を的確に捉えた魅力的なコンテンツや商品の提供を行うとともに、新規の顧客層を開拓していくことが必要であると認識しております。そのため当社グループは、以下のような課題に取り組んでまいります。

① スマートフォンへの対応と新規事業の開発

スマートフォンの普及が進むに伴い、スマートフォン向けアプリやコンテンツ、サービスの提供と、それによる収益の拡大が課題であると考えております。これに対し当社グループでは、よりスマートフォンに適したサイト展開やコンテンツの高付加価値化に努めております。また、アーティスト等を題材としたアプリ、電子書籍などの配信、動画サービスの提供にも注力しております。加えて、スマートフォン向けの他社プラットフォームへ対してもスタンプなどのコンテンツ提供を行っております。今後についても、スマートフォン向けの有料サイトやコンテンツ、アプリを拡大していく方針であります。

また、新規事業につきましては、積極的な新規子会社の展開や、子会社を通じた他社との事業提携、並びに新規事業の開発にも取り組んでまいります。

② 有力コンテンツの獲得推進と認知度の向上並びに他社との差別化

携帯コンテンツ配信事業においては、競合や市場環境はより一層厳しさを増すものと予想されます。当社グループが今後も優位性を保つためには、他社にはない有力コンテンツの獲得によるサイトの認知度の向上と、サイト内容の差別化、スマートフォン向けの新規コンテンツサービスや技術への迅速な対応が課題であると認識しております。

これに対して当社グループでは、各種メディアや業界動向などから幅広く情報収集を行うとともに、これまでに培った音楽業界での経験から、今後の流行が予想されるコンテンツの目利きを行っております。また、それと同時にこれまで構築してきた業界内でのネットワークを活用し、同業他社に先駆けそれらコンテンツの獲得を行うことができるよう営業活動に努めてまいります。

また、サイト運営にあたっては、技術力の高いシステム開発会社を選定の上、収益をあらかじめ定められた料率で分配する方式を採用することにより、固定的な開発費用の発生を抑制すると同時に、日進月歩の携帯技術に対して機動的に対応する体制を構築しております。

③ 顧客基盤の拡大

当社グループの継続的かつ安定的な成長のためには、顧客基盤の拡大が重要であると認識しております。このため、当社グループでは、今後の利用者の拡大が見込まれる新規コンテンツ分野については、より多くの利用者の目に触れることのできるよう、いち早く市場に参入することにより、サイトやサービス注目度と集客力を上昇させ、新規会員の獲得を推進しております。

また、キャリアの展開するスマートフォン向け月額使い放題のコンテンツサービスにも、複数のサイトやコンテンツを提供するとともにキャリアと共同で様々なキャンペーンを展開するなど、収益獲得機会の間口の拡大にも努めております。

加えて、様々なコンテンツカテゴリーにおいて様々なサイトやサービスを提供する強みやノウハウを生かし、サイト間での相互リンクやコンテンツサービスの相互利用などにより、新規会員獲得を推進するとともに、既存会員のサイトの利用継続性の向上も図っております。

④ 優秀な人材の確保

上記の課題に対応していくためには、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。

当社グループは、潜在顧客の求める魅力あるコンテンツを企画出来る能力、商品ライフサイクルにわたって利用者を引き付けるサイトを運営できる能力、ニーズの高いコンテンツを発掘できる能力、外注先を含めた人的

資源をマネジメントできる能力等を有する優れた人材を確保するために、新卒も含めた採用活動の強化、社内教育の充実による人材の育成に注力していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、スマートフォン等のモバイル端末及びPC端末向けサイトの企画・制作・運営及びコンテンツの提供を主な事業としております。また、当社の事業は、コンテンツ事業、EC事業、電子チケット事業及びその他の事業に分類されます。

各事業における主な商品及び当社グループの位置付け等は次のとおりとなります。

（コンテンツ事業）

a. コンテンツ事業に係るファンクラブ・ファンサイト事業等

ファンクラブ・ファンサイト事業等は、スマートフォンやPC向けに、有料コンテンツの提供やアプリの配信を行う事業であり、従来からのセグメントでは、携帯コンテンツ配信事業、PCコンテンツ配信事業及びアプリ事業が含まれます。提供するコンテンツやサービスは、その種類に応じて、「音楽」「エンタテインメント」及び「ファンクラブ」の3つに大別されます。

有料コンテンツは、主に携帯キャリア各社の公式サイトやスマートフォン向けアプリを通じて、利用者に提供され、その利用料の一部が当社の収益となります。

サービスやアプリを提供する場合には、多額のシステム開発費用、広告宣伝費が発生する場合がありますが、当社ではサイトやアプリの提供開始以後において、それらサービスから発生した収益を、あらかじめ定めた料率で分配する方式を採用することによって、サービス開始前に発生する費用、サービス開始後の事業リスクを抑制しております。これは、サービス提供後に想定通りの会員が集められない等のリスクを最小限に抑えるとともに、収益をコンテンツホルダー等との間で適切に分配することで、サービスから得られる収益の最大化を図ること、アーティスト等のコンテンツの獲得を推進すること、日進月歩の技術に対して機動的に対応すること等を目的としております。また、固定のファンとい

う顧客を抱えるアーティスト等を取り扱うことにより、会員獲得のための広告宣伝費も抑制することが可能となっております。

b. コンテンツ事業に係るEC事業

EC事業は、スマートフォン及びPC端末の利用者に対し、インターネットを通じてCD/DVD等のパッケージ商品やアーティストグッズ等の販売を行う事業であります。

当事業の特徴は、当社が運営するファンクラブサイトの会員であるコアなファン層をターゲットとしたパッケージ商品及びグッズの販売を行っている点や、大手アーティストからインディーズ流通のアーティストまで対応し、パッケージ商品をeコマースによってファンへ直接販売するという新たな流通経路を開拓している点であります。また、アーティストグッズ等も取り扱うことから、パッケージ商品の販売に際しては、オリジナル特典を付与することができ、販売の促進を図れる点も当事業の特徴であると考えております。

加えて、アーティスト等のファンクラブでしか入手できないオリジナルグッズに対するファン層からの需要や、パッケージ商品の発売日に商品を手入れしたいというファン心理、収益の多様化を図るべく物販の強化に注力するプロダクション等のニーズがあると考え、そのそれぞれを汲み取りアーティストのeコマースサイトを開設しており、ファンクラブサイトを通じたコンテンツ配信だけではなく、パッケージ商品やグッズの販売までを行っている点が当事業における当社の強みであると考えております。

EC事業では、アーティスト関連商品のほか、人気アニメーションの公式eコマースサイトの運営管理も行っております。販売の形態は、アーティストの事務所等からの委託による販売が中心です。委託による販売は当社の受け取る手数料のみが売上高として計上されます。

(電子チケット事業)

電子チケット事業は、アーティストのライブやコンサート、プロ野球やフィギュアスケートといったスポーツイベント、レジャー施設等で使用するチケットを、スマートフォンを利用した電子チケットの形式で提供する事業であり、電子チケットのサービス利用料が当社の収益となります。また、当事業では電子チケットの提供だけではなく、権利者に許諾を受けたチケットのトレード機能も提供していることが大きな特徴であり強みでもあります。

加えて、例えばプロ野球選手のカードコレクションアプリなど、電子チケットに付随するサービスも提供し、収益を計上しております。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

名称	所在地
株式会社エムアップホールディングス	東京都渋谷区
株式会社Fanplus	東京都渋谷区
株式会社Tixplus	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンテンツ事業	158 (8) 名	7名減 (2名増)
電子チケット事業	65 (14)	3名増 (4名増)
共通	19 (-)	1名増 (- 名)
その他 (子会社)	4 (-)	-名増 (- 名)
合計	246 (22)	3名減 (6名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 96,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 36,496,388株 |
| ③ 株主数 | 6,096名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,759	18.7
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	6,045	16.7
美藤宏一郎	5,428	15.0
野村証券株式会社 (自己振替口)	879	2.4
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	736	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENTOMNI OM25	557	1.5
GOVERNMENT OF NORWAY	519	1.4
野村信託銀行株式会社(投信口)	509	1.4
KOREA SECURITIES DEPOSITORY- KOREA INVESTMENT AND SECURITIES	486	1.3
藤池季樹	460	1.3

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より、自己株式 (339,345株) を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	4,000株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2023年 3月 31日 現 在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
美 藤 宏 一 郎	代 表 取 締 役		
藤 池 季 樹	取 締 役	管 理 担 当	
後 藤 豊	取 締 役		株式会社ユイミュージック代表取締役 株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長
織 原 新 一	取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)		株式会社インパクト 代表取締役
富 澤 一 誠	取 締 役 (監 査 等 委 員)		尚美学園大学副学長
沖 一 雄	取 締 役 (監 査 等 委 員)		東京大学生産技術研究所 特任教授 京都先端科学大学教授
キャスリン H. コネリー	取 締 役 (監 査 等 委 員)		株式会社テックスエージェンシー 代表取締役

- (注) 1. 取締役後藤豊は、社外取締役であります。
 2. 取締役 (監査等委員) 織原新一、富澤一誠、沖一雄およびキャスリンH.コネリーは、社外取締役であります。
 3. 取締役 (監査等委員) 織原新一は、長年に亘りコンサルティング業務を通じて、経理・財務業務に携わってきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
 5. 当社は、取締役後藤豊、取締役 (監査等委員) 織原新一、富澤一誠、沖一雄およびキャスリンH.コネリーの5名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 役員等賠償責任保険契約に関する事項
 該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決定しております。

また、当社の取締役会及び指名・報酬委員会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役以外の取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬としての譲渡制限付株式、社外取締役については固定報酬としての基本報酬で構成されております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期および条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬等とし、役位・職責などに応じて総合的に勘案のうえ、決定するものとしております。

3. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期および条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象となる取締役に対して、基本報酬（金銭報酬）とは別に金銭債権を支給し、当社普通株式を発行または処分いたします。対象となる取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位に応じて決定するものとしております。当該譲渡制限付株式について、当社および当社グループに在籍中は譲渡制限期間が付されます。

なお、当事業年度において、業績連動報酬の内容および額の算定の方法の決定に関する方針は決定していないため、当事業年度における業績連動報酬等はございません。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の額の割合は、当社の業績および業績への個人別貢献度、その他諸般の事情を考慮し決定いたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が、各取締役の報酬額案を取締役会へ提示し、審議を経て取締役会決議により決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	144	138	—	6	3
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(1)
取締役(監査等委員)	12	12	—	—	4
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(4)
合 計	156	150	—	6	7
(うち社外役員)	(18)	(18)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、3名であります。
3. なお、監査等委員でない取締役の報酬限度額とは別に、2020年6月29日開催の第16期定時株主総会において、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に、譲渡制限付株式付与のための報酬(株式報酬)として、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、3名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第12期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名であります。
5. 当事業年度末日現在の員数は、監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役4名であります。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、本株式は譲渡制限付きであり1年間の譲渡制限期間を設けております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役後藤豊氏は、株式会社ユイミュージック代表取締役、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長であります。当社と株式会社ユイミュージック、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）織原新一氏は、株式会社インパクトの代表取締役であります。当社と株式会社インパクトとの間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）富澤一誠氏は、尚美学園大学副学長であります。当社と尚美学園大学との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）沖一雄氏は、東京大学生産技術研究所特任教授、京都先端科学大学教授であります。当社と東京大学生産技術研究所と京都先端科学大学との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）キャスリンH. コネリー氏は、株式会社テックスエージェンシー代表取締役であります。当社と株式会社テックスエージェンシーとの間には特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 社外取締役の主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	後 藤 豊	当事業年度開催の取締役会には全て出席し、他の会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、適宜意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	織 原 新 一	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会には全て出席し、上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識・経験に基づき、適宜意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	富 澤 一 誠	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会には全て出席し、主に音楽業界における豊富な経験・見地から適宜有用な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	沖 一 雄	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会には全て出席し、監督機能強化及び経営の透明性や公正性の向上を図る目的として豊富な経験・見地から適宜有用な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	キャスリン H. コネリー	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会には全て出席し、監督機能強化及び経営の透明性や公正性の向上を図る目的として豊富な経験・見地から適宜有用な発言を行っております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役が受ける報酬等の方針を取締役会の決議にて以下のとおり定めております。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1. 月額報酬、2. 賞与、3. 株式報酬で構成されております。各報酬の割合は、継続的・安定的な企業業績の向上に向けた適切かつ健全なインセンティブとして機能するよう、取締役会にて適切に決定することとしております。

基本報酬である月額報酬および業績連動報酬である賞与については、役職ごとの役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めていないものの、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価等に応じたものとしつつ、当社グループ全体の業績貢献を重視する立場から、前連結会計年度の業績貢献を勘案したうえで、取締役会で柔軟に決定することとしております。

また、非金銭報酬である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしており、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前連結会計年度の目標達成度や対象取締役の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定することとしております。

基本報酬である月額報酬は毎月支給し、業績連動報酬である賞与及び非金銭報酬である株式報酬は、原則として各事業年度の一定の時期に支給することとしております。

ロ. 監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬である月額固定金銭報酬のみで構成されており、業績連動報酬や非金銭報酬等は含まないものとしております。また、その基本報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役会が個人別の役員報酬等の額等を決定するに際しては、株主総会において決議された限度額の範囲内かつ、報酬額の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会での十分な審議を経たうえで決定することとしております。

(3) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。また、配当性向は30%以上を目標としております。

この方針に基づき、2023年3月期の期末配当金は、2023年6月1日開催の取締役会決議により、1株当たり10円00銭とさせていただきました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,432	流動負債	9,646
現金及び預金	6,929	買掛金	4,571
売掛金	1,866	未払金	376
商品	11	未払法人税等	571
仕掛品	1	預り金	106
貯蔵品	15	契約負債	3,542
前払金	1,192	賞与引当金	61
未収入金	809	役員賞与引当金	170
その他	607	その他	244
貸倒引当金	△0	固定負債	139
固定資産	5,010	資産除去債務	39
有形固定資産	993	繰延税金負債	90
建物	546	その他	9
車両運搬具	6	負債合計	9,785
工具、器具及び備品	21	(純資産の部)	
船舶	1	株主資本	6,589
土地	108	資本金	317
建設仮勘定	309	資本剰余金	3,816
無形固定資産	1,226	利益剰余金	2,656
のれん	327	自己株式	△200
顧客関連資産	231	その他の包括利益累計額	△425
ソフトウェア	217	その他有価証券評価差額金	△425
営業権	450	新株予約権	30
投資その他の資産	2,790	非支配株主持分	461
投資有価証券	2,046	純資産合計	6,657
長期貸付金	126	負債及び純資産合計	16,442
繰延税金資産	363		
その他	329		
貸倒引当金	△75		
資産合計	16,442		

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,936
売上原価		10,902
売上総利益		5,033
販売費及び一般管理費		2,959
営業利益		2,074
営業外収益		
受取賃貸料	8	
受取手数料	14	
その他	1	24
営業外費用		
投資有価証券売却損	23	
支払手数料	6	
為替差損	1	31
経常利益		2,068
税金等調整前当期純利益		2,068
法人税、住民税及び事業税	917	
法人税等調整額	△140	777
当期純利益		1,290
非支配株主に帰属する当期純利益		197
親会社株主に帰属する当期純利益		1,093

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,164	流動負債	2,967
現金及び預金	517	買掛金	6
売掛金	346	短期借入金	2,790
前払金	1,189	未払金	32
前払費用	24	未払費用	20
未収入金	16	前受金	46
未収還付法人税等	36	預り金	29
その他	44	役員賞与引当金	38
貸倒引当金	△11	その他	4
固定資産	6,652	固定負債	172
有形固定資産	941	長期預り敷金保証金	142
建物	500	資産除去債務	21
車両運搬具	6	繰延税金負債	8
工具、器具及び備品	14	負債合計	3,139
船舶	1	(純資産の部)	
土地	108	株主資本	5,977
建設仮勘定	309	資本金	317
無形固定資産	452	資本剰余金	3,722
ソフトウェア	2	資本準備金	1,858
営業権	450	その他資本剰余金	1,863
投資その他の資産	5,259	利益剰余金	2,137
投資有価証券	1,634	その他利益剰余金	2,137
関係会社株式	2,819	繰越利益剰余金	2,137
長期貸付金	126	自己株式	△200
関係会社長期貸付金	627	評価・換算差額等	△299
敷金	272	その他有価証券評価差額金	△299
その他	13	純資産合計	5,677
貸倒引当金	△234	負債及び純資産合計	8,816
資産合計	8,816		

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		153
営業収益		879
売上高及び営業収益合計		1,033
売上原価		37
売上総利益		995
販売費及び一般管理費		49
営業費用		633
販売費及び一般管理費並びに 営業費用合計		683
営業利益		311
営業外収益		
受取利息	6	
貸倒引当金戻入額	0	
受取賃貸料	8	
その他	0	16
営業外費用		
支払利息	28	
投資有価証券売却損	8	37
経常利益		290
税引前当期純利益		290
法人税、住民税及び事業税	17	
法人税等調整額	1	18
当期純利益		271

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

株式会社エムアップホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	山	高	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	足	幸	男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムアップホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

株式会社エムアップホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 丸山高雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千足幸男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社エムアップホールディングス

監査等委員会

常勤監査等委員（監査等委員長）織原新一 ㊟

監査等委員 富澤一誠 ㊟

監査等委員 沖一雄 ㊟

監査等委員 キャスリンH. ㊟

コネリー ㊟

(注) 監査等委員織原新一、富澤一誠、沖一雄及びキャスリンH.コネリーは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役として3名の選任をお願いしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	み とう こういちろう 美 藤 宏 一 郎 (1958年8月12日)	1984年2月 ビクター音楽産業株式会社(現株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント)入社 1990年8月 東芝イーエムアイ株式会社(現ユニバーサルミュージック合同会社)入社 1997年6月 株式会社ボーダレス・コネクション(現 株式会社アンリミテッドグループ)入社 1998年7月 株式会社ヘッドワックスオーガナイゼーション 取締役社長 2003年8月 株式会社アンリミテッドグループ 取締役 2004年12月 当社設立、取締役 2005年10月 当社代表取締役(現任)	5,428,900株
2	ふじ いけ とし き 藤 池 季 樹 (1964年6月24日)	1992年9月 A S T リサーチジャパン株式会社入社 1996年3月 アキア株式会社入社 1998年4月 日本サイテックス株式会社入社 2001年1月 株式会社コマースセンター入社 2004年12月 株式会社アプリックス入社 2007年7月 当社入社 経理部長 2007年8月 当社取締役経理部長 2009年10月 当社取締役管理担当(現任)	460,900株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ごとう ゆたか 後藤 豊 (1949年3月28日)	1972年4月 株式会社ユイ音楽出版設立、代表取締役 1972年5月 株式会社ユイ音楽工房設立、代表取締役 1975年6月 株式会社フォーライフレコード設立、代表取締役副社長 1982年6月 株式会社フォーライフレコード代表取締役社長 1985年3月 社団法人日本レコード協会理事 1986年10月 社団法人音楽制作者連盟設立、理事長 1993年3月 財団法人音楽産業・文化振興財団(現一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団)設立、副理事長 2001年10月 株式会社ユイミュージック代表取締役(現任) 2001年11月 株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長(現任) 2013年4月 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 後藤豊氏は社外取締役候補者であります。
3. 美藤宏一郎氏は、当社の創業者並びに代表取締役として当社経営を担っており、経営全般における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループの企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4. 藤池季樹氏は、経営管理部門における豊富な経験と知見を有しており、当社及び当社グループの管理部門における責任者として持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
5. 後藤豊氏は、レコード会社等の代表取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、音楽やその制作者、権利者のための業界団体での活動統括に携わるなど、音楽業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社及び当社グループの経営に対しても適切な役割を果たすことを期待していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は後藤豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定です。
7. 後藤豊氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

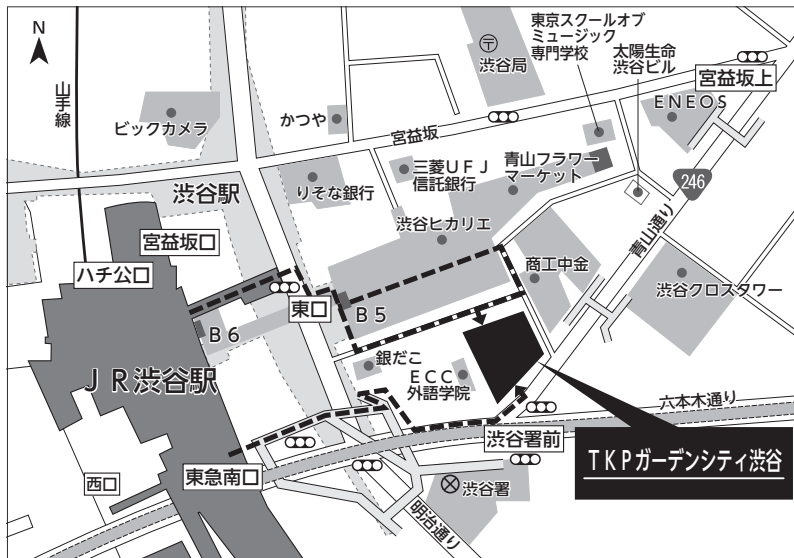
氏名	属性				当社が特に期待する知見・経験					
	取締役	監査等委員	独立性 (社外)	ジェンダー／国籍	企業経営・経営戦略	財務会計	人事人材育成	リスク管理	内部統制ガバナンス	サステナビリティESG
美藤 宏一郎	○				○		○	○	○	
藤池 季樹	○					○		○	○	○
後藤 豊	○		○		○	○		○		
富澤 一誠	○	○	○			○	○		○	
沖 一雄	○	○	○				○	○		○
キャスリン H. コネリー	○	○	○	○	○		○			○

※各項目については、当社の事業特性や事業環境の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷
TEL : 03-4577-9253



交 通

- JR山手線 渋谷駅 東口 徒歩3分
- JR埼京線 渋谷駅 東口 徒歩3分
- JR湘南新宿ライン 渋谷駅 東口 徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 渋谷駅 徒歩3分
- 東京メトロ半蔵門線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東京メトロ副都心線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東急東横線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分
- 東急田園都市線 渋谷駅 B5番出口 徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。